

# 個人情報保護委員会の国際戦略

令和8年4月1日  
個人情報保護委員会

## 1. 背景

デジタル化の進展に伴い、個人情報を含むデータの安全・円滑な越境流通の重要性が更に増す中、我が国は政府全体として、信頼性のある自由なデータ流通（Data Free Flow with Trust：DFFT）を推進している。特に、個人情報保護及びプライバシーの分野における国際的なDFFTの推進及び具体化について、我が国では個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）が中心となって取り組んできている。また、委員会は、排他的なアプローチには与せず、関係各国及び地域の多様な個人情報保護制度や国際枠組みを尊重し、かつ、事業者のニーズを勘案しながら、相互運用性のある国際環境の実現を目指している。

これらの状況を踏まえ、個人情報保護法第132条に定める委員会の所掌事務の遂行のため、中長期的な視点に立ち、委員会の国際戦略について、主要な取組分野を3本の柱とし、また、それを支える取組とともに、次のとおり定める。

## 2. 主要な取組分野

### 【柱1】 個人情報を安全・円滑に越境移転することができる国際環境の構築

DFFTの推進及び具体化のため、事業者が個人情報を安全・円滑に越境移転することができ、また、そのニーズ等に応じて複数の選択肢から最適な越境移転スキームを選ぶことができる国際環境の構築を目指し、越境データ移転ツールの整備やその普及を促進する。同時に、DFFTへの脅威や経済安全保障上の課題に対応するため、国際的な議論へ積極的に貢献するほか、グローバルスタンダードの形成にも取り組む。

#### ● 相互認証の枠組み<sup>※1</sup>の更なる発展

委員会の最優先課題として、日EU間及び日英間の相互認証の枠組みについて、その対象範囲（学術研究分野及び公的部門）の拡大に係る協議の早期妥結を目指す。また、基本的な価値観を共有する他の国及び地域との間において、新たな相互認証の枠組みに向けた協議に取り組む。

※1 相互認証の枠組み：我が国と実質的に同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有する外国（国又は地域）との相互の円滑な個人データ移転枠組み

#### ● 国際的な企業認証制度<sup>※2</sup>の普及促進

グローバル越境プライバシールール（Cross Border Privacy Rules：CBPR）フォーラムを中心に、国際的な企業認証制度に係る議論を主導するとともに、関係各国及び地域並びに事業者のより一層の参加拡大に向けた取組等を進める。また、国内におけるグローバルCBPRシステムの普及を目的として、国内の事業者を対象とした広報及びアウトリーチ活動を継続的に実施するとともに、新たな認証機関の参入促進等に取り組む、事業者による認証取得を推進する環境を整備する。

※2 企業認証制度：一定の個人データの保護要件を満たしている企業を国際的に認証する制度

● **グローバルなモデル契約条項<sup>※3</sup> (Model Contractual Clauses : MCC) の実現に向けた取組**

関係各国や地域と協力し、段階を踏みながらグローバルなMCCの導入を目指す。日本版MCCの策定に向けて検討を進める。情報収集等関係各国及び地域との協力を行いつつ、EUの標準契約条項 (Standard Contractual Clauses : SCC) やASEAN MCC等の先行事例との共同の比較調査を行うよう検討を進めることで、国際的な相互運用性の向上を目指す。

※3 モデル契約条項：越境移転された個人データの保護水準を維持するために必要な措置の実施項目がモデルとして整理された契約条項

● **個人情報保護を取り巻くリスクへの対応**

無制限なガバメントアクセス等の個人情報保護を取り巻くリスクへの対応について、こうした脅威に対応するための国際的な議論へ積極的に貢献するとともに、経済開発協力機構 (Organisation for Economic Co-operation and Development : OECD) プライバシーガイドラインへの反映を始めとする国際的な枠組みでの取組を継続する。

**【柱2】 関係各国及び地域との国際的な協力関係の強化及び新たな構築**

関係各国及び地域との枠組みにおいて、グローバルな政策立案の議論に参画する。また、個人情報保護に関する法制度及び執行状況に関する情報交換並びに協力関係の強化に関する議論等を行うことで、法制度への理解を深めるとともに、国境を越えた執行協力の体制を強化する。くわえて、事業者による越境事業活動の展開や同データ移転の増加に対応するため、二国間及び多国間における協力関係の強化及び新たな構築を進めていく。

● **多国間及び地域間の国際枠組みにおける協力関係の強化**

G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブルの成果をG7の統一的な意見として取りまとめ、他の国際会議等において展開し、共通の視点を拡げていく。また、世界プライバシー会議 (Global Privacy Assembly : GPA) やアジア太平洋プライバシー機関 (Asia Pacific Privacy Authorities : APPA) 等の国際枠組みや民間団体主催の会合等にも参加し、委員会の取組の発信や意見交換を実施する。

● **二国間及び多国間の協力関係の強化及び新たな構築**

各国関係機関との連携を推進し、個別の執行事案について、必要な時に必要な協力が確実に得られるよう、関係強化に取り組む。また、実効性のある関係構築に向けて、価値観を共有する関係各国及び地域との間で、新たな個人情報保護に関する協力覚書 (Memorandum of Cooperation : MOC) の締結を推進する。さらに、アジア太平洋地域等を優先対象に、法制度の整備や改善に係る支援等の協力にも取り組む。

### **【柱3】国際動向の把握と情報発信**

個人情報保護に係る最新の国際動向を積極的に把握し、委員会の政策立案にいかす。また、これら収集した情報に加え、委員会における取組等については、国境を越えて活動する事業者等が活用できるよう、国内外に向けて効果的な情報発信を行う。

#### ● **国際動向の把握**

有意義な情報を適切に収集できるよう、関係各国及び地域並びに関係団体等とのネットワークの構築及び発展を目指す。AI等の技術革新及び社会的課題等への対応について、関連情報や問題意識について情報交換を図り、世界の最新の動向を踏まえつつ、我が国の政策立案にいかしていく。

#### ● **情報発信**

委員会が収集した情報について、広く対外発信し、国境を越えて活動する事業者が活用できるようにする。また、海外の個人情報保護法制に関する調査も実施し、その内容について情報提供を行う。さらに、委員会の取組について、国内向けの情報発信に加えて、各国関係機関、海外の有識者及び事業者等にも理解を深めてもらうよう、委員会のウェブサイトやSNS等を用いて、国際的な情報発信に努める。

### **3. 体制基盤強化と人材育成**

以上の取組分野での取組を支えるため、業務を適切に実施するための人員の確保や、国際機関や在外公館、関係各国及び地域のデータ保護機関等への職員派遣の検討といった国際業務体制の基盤強化を進めるとともに、国際業務に従事する職員の人材育成として、職員のプレゼンテーション力やファシリテーション力、情報収集力等の向上を図る。

以上